令和８年10月22日

第11期東京都障害者・障害児施策推進計画改定に向けた意見

認定NPO法人東京盲ろう者友の会

東京都におかれましては、令和７年７月の「東京都障害者情報コミュニケーション条例」の施行をはじめ、盲ろう児・者への意思疎通支援や生活支援の充実に向けた取組を進めていただいていることに深く敬意を表します。

視覚と聴覚の重複障害である盲ろう者は、意思疎通・情報入手・移動の全般にわたり甚大な困難を抱えており、専門的かつ適切な支援なしには社会生活から孤立してしまう障害特性を有しています。

第11期計画の改定にあたっては、基本理念である「全ての都民が共に暮らす共生社会」「地域で安心して暮らせる社会」「いきいきと働ける社会」の実効性を担保するため、第10期計画や専門部会での議論等を踏まえ、以下の項目を次期計画に明記・反映していただきますよう意見を申し述べます。

1.通訳・介助者養成研修事業の持続可能性を担保する財政的支援の明記

(1)根拠となる計画体系・専門部会資料等

・第10期計画の第２章「施策目標Ⅴ：サービスを担う人材の養成・確保及びDXの活用」の「3、障害特性に応じた支援のための人材の確保と養成」において、都道府県地域生活支援事業の必須事業として「盲ろう者向け通訳・介助者の養成研修」が位置付けられています。

・専門部会資料「障害福祉人材の確保・定着・育成に向けた取組の実施状況」（第１回：資料 5-1）においても、「課題3：人材の育成（多様な障害特性に対応した適切な支援が提供できる人材の養成が重要）」として、研修受講料の補助や代替職員の派遣等の支援が重点化されています。

(2)計画への明記を求める箇所

・第２章「施策目標Ⅴ：サービスを担う人材の養成・確保及びDXの活用」の「3、障害特性に応じた支援のための人材の確保と養成」における【現状と課題】および【取組の方向性】

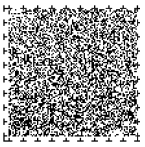
(3)意見

盲ろう者の社会生活の「目」であり「耳」である通訳・介助者の養成は、盲ろう者福祉の根幹をなす事業で、都道府県地域生活支援事業の必須事業として位置づけられています。しかしながら、現行の事業補助基準と実際の運営にかかる必要経費との乖離が著しく、受託団体が年間数百万円規模の自己資金を持ち出して辛うじ

て維持している極めて不安定な状態にあります。
　民間の持ち出しに依存する構造は事業継続を著しく脅かします。次世代を担う専門人材の育成基盤を揺るぎないものとするため、施策目標Ⅴ「3、障害特性に応じた支援のための人材の確保と養成」の【取組の方向性】において、「必須事業である盲ろう者向け通訳・介助者養成研修が安定的・持続的に実施できるよう、現場の運営実態に見合った適正な積算基準と財政支援を確保する」旨を明記してください。

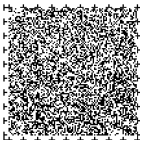
2. 若年層に特化した理解啓発と次世代の担い手育成施策の体系化
(1)根拠となる計画体系・専門部会資料等
・第10期計画第 2 章「施策目標Ⅰ:共生社会実現に向けた取組の推進」の「1、障害及び障害者への理解促進及び差別の解消に向けた取組」、および「施策目標Ⅴ:サービスを担う人材の養成・確保及びDXの活用」の「1、障害福祉サービス等を担う福祉人材の確保・育成・定着への取組の充実」。
・専門部会資料(第 1 回資料 5-1)において、「課題1:人材の確保(職員が充足している事業所は約 15%)」が示され、就業促進事業等の新規施策が講じられています。
・都では聴覚障害分野において若年層向け理解啓発事業「TOKYO みみカレッジ」を展開していますが、盲ろう分野では同様の体系的アプローチが未整備です。
(2)計画への明記を求める箇所
・第 2 章「施策目標Ⅰ:共生社会実現に向けた取組の推進」の「1、障害及び障害者への理解促進及び差別の解消に向けた取組」の【取組の方向性】
・第 2 章「施策目標Ⅴ:サービスを担う人材の養成・確保及びDXの活用」の「1、障害福祉サービス等を担う福祉人材の確保・育成・定着への取組の充実」の【取組の方向性】
(3)意見
　都内の通訳・介助者派遣事業を支える活動者の高齢化が進む一方、30 歳以下の若年支援者は激減しており、将来の支援体制の崩壊が懸念されます。当会が大学向けセミナー等を実施した際には参加学生のほとんどが支援意欲を向上させるなど、若年層への早期のアプローチが極めて有効であることが実証されています。
　これを一過性で終わらせず将来にわたる支援基盤とするため、該当項目の【取組の方向性】において、「大学等への出張セミナーの実施」「若年層向け体験型啓発イベント」「SNS・動画等を活用した情報発信」など、若年層に特化した盲ろう理解促進・次世代担い手育成事業を計画事業として位置付けてください。

3. 盲ろう者施策の効果的な実施に向けた都独自の「盲ろう者実態調査」の実施



(1)根拠となる計画体系・専門部会資料等
・第 3 回専門部会において、委員より「国の方針をそのまま計画に記載するのではなく、都の実態を十分調査し計画に落とし込むことが必要」との指摘がなされ、都側も「現場調査も踏まえ都の実態も把握しながら検討していく」と回答しています。
・第 10 期計画第 1 章「第2、東京都における障害者(児)の状況」では手帳交付状況等の概括的数値は示されているものの、視覚と聴覚の重複障害である盲ろう者の詳細な生活実態やニーズは把握されていません。
(2)計画への明記を求める箇所
・第 1 章「第2、東京都における障害者(児)の状況」:都独自の実態調査項目(医療的ケア児等実態調査などに並ぶ調査項目)としての位置づけ
・第 2 章「施策目標Ⅰ:共生社会実現に向けた取組の推進」の「3、障害者への情報保障の充実」:【現状と課題】および【取組の方向性】
・第 2 章「施策目標Ⅴ:サービスを担う人材の養成・確保及びDXの活用」の「3、障害特性に応じた支援のための人材の確保と養成」:【現状と課題】および【取組の方向性】
(3)意見
　視覚と聴覚の双方に障害がある盲ろう者は、自ら声を上げて支援を求めることが極めて困難であり、国の概括的な統計調査だけでは都内における生活の実態や具体的な障壁が捉えきれていません。
　都内における盲ろう者の全体的な生活実態、支援ニーズ、既存サービスの利用状況および未利用の理由等を網羅的に把握することは、東京都が実施する盲ろう者福祉施策(通訳・介助員派遣事業・養成研修事業、東京都盲ろう者支援センター事業、その他の施策)の適正化、および効率的・効果的な実施、そして今後の施策検討に向けた不可欠な基礎資料となります。
　つきましては、第 1 章における状況把握項目、ならびに第 2 章の「施策目標Ⅰ(3、障害者への情報保障の充実)」および「施策目標Ⅴ(3、障害特性に応じた支援のための人材の確保と養成)」の【現状と課題】および【取組の方向性】において、「盲ろう者の生活実態、支援ニーズ、既存施策の利用状況および未利用の理由等を把握するための東京都独自の実態調査を実施し、通訳・介助者派遣や支援センター事業等の効率的かつ効果的な実施、今後の施策検討に向けた基礎資料として活用する」旨を明記してください。

4.就労継続支援 B 型での通訳・介助者派遣の利用保障
(1)根拠となる計画体系・専門部会資料等
・第 10 期計画第 2 章「施策目標Ⅳ:いきいきと働ける社会の実現」の「2、福祉施設における就労支援の充実・強化」において、工賃向上と福祉施設における就労支



援の推進が掲げられています。
・専門部会資料「福祉施設における工賃の状況について」（第 2 回資料 6-2）において、都内就労継続支援 B 型の平均工賃額は 24,599 円（速報値）であり、全体の約 6 割が平均を下回る実態が示されています。
・「東京都障害者情報コミュニケーション条例」において、意思疎通手段の確保および「労働分野における意思疎通支援者の確保」が規定されています。
（2）計画への明記を求める箇所
・第 2 章「施策目標Ⅳ：いきいきと働ける社会の実現」の「2、福祉施設における就労支援の充実・強化」における【現状と課題】および【取組の方向性】
（3）意見
　就労継続支援 B 型での工賃が月額約 2 万 4 千円程度にとどまる中、現行の通訳・介助者派遣事業の運用では「物品販売等の営業活動（に準じる）」と解釈され通訳・介助者の派遣が認められていません。通訳・介助がなければ指導や作業手順の理解、職員や他利用者との意思疎通が困難になり、盲ろう者が孤立する事態が生じます。これは条例の理念や計画の工賃向上方針とも矛盾します。
　「2、福祉施設における就労支援の充実・強化」の【取組の方向性】において、就労継続支援 B 型等の活動実態に即し、「通訳・介助者派遣事業の弾力的かつ柔軟な利用」を福祉就労支援の重点方針として明記してください。

5. 行政サービスのデジタル化に伴う「非デジタル代替手段」の確実な併用・確保
（1）根拠となる計画体系・専門部会資料等
・第１回専門部会において、「デジタル化の進展により便利になる一方、デジタル機器を使えず取り残される障害者がいることにも配慮してほしい」との意見が出され、都側は「利用が難しい障害者もいるため、その視点を含めて施策を考えていく」と明言しています。
・第 10 期計画第 2 章「施策目標Ⅰ：共生社会実現に向けた取組の推進」の「3、障害者への情報保障の充実」、および「施策目標Ⅴ：サービスを担う人材の養成・確保及びDXの活用」の「2、障害福祉サービス事業所におけるDXの活用」。
（2）計画への明記を求める箇所
・第 2 章「施策目標Ⅰ：共生社会実現に向けた取組の推進」の「3、障害者への情報保障の充実」における【現状と課題】および【取組の方向性】
・第 2 章「施策目標Ⅴ：サービスを担う人材の養成・確保及びDXの活用」の「2、障害福祉サービス事業所におけるDXの活用」における【取組の方向性】
（3）意見
　都政のデジタルシフト（「東京アプリ」等を活用した生活応援事業等）が急速に進む中、視覚と聴覚の双方に障害がある盲ろう者にとって、スマートフォンの画面認

識や複雑なタッチ操作は極めて困難であり、行政サービスや生活支援策から排除される「新たな障害格差」が生じています。

専門部会での都の回答姿勢を踏まえ、該当項目の【取組の方向性】の中に、「スマートフォン等の利用が困難な障害者に対し、紙による書面申請、窓口での対面手続き、通訳・介助者を介した受付などの代替手段を必ず確保・併用すること」を明記してください。

6.「重度障害者等就労支援特別事業」の都内全域実施に向けた区市町村支援

(1)根拠となる計画体系・専門部会資料等

・第 3 回専門部会において、委員より「区市町村が実施している内容についても、都が責任を持って実施するという視点は必要」との指摘がなされ、都側も「区市町村を支えながら様々な施策を進めていく」と回答しています。

・第 2 章「施策目標Ⅳ:いきいきと働ける社会の実現」の「1、一般就労に向けた支援の充実・強化」において、多様な障害者の就労支援推進が掲げられています。

(2)計画への明記を求める箇所

・第 2 章「施策目標Ⅳ:いきいきと働ける社会の実現」の「1、一般就労に向けた支援の充実・強化」における【現状と課題】および【取組の方向性】

(3)意見

通勤や職場での移動・意思疎通を支援する「重度障害者等就労支援特別事業」は区市町村の任意事業であるため、都内の実施自治体は 20 区市にとどまり(令和 7 年度時点)、居住地によって就労を断念せざるを得ない深刻な地域格差が生じています。また、実施していても、「通勤は支援するが、職場内の支援は対象外」「月 80 時間の上限」等を設定している自治体もあります。

広域自治体としての責務を果たす観点から、第 2 章「施策目標Ⅳ:いきいきと働ける社会の実現」の「1、一般就労に向けた支援の充実・強化」における【取組の方向性】において、「未実施自治体への導入促進に向けた都の積極的な働きかけと財政支援」、および「通勤や業務に応じた利用内容および時間上限の見直し」について区市町村へ促す方針」を明記してください。